

相模原市監査委員公表第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、令和6年3月6日に実施した消防局の財務監査の結果に基づき講じた措置の内容について、市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年4月26日

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 阿 部 善 博

同 森 繁 之

1 監査対象事務

委託料の支出に関する事務、使用料及び賃借料の支出に関する事務

2 監査の日程

令和5年10月4日から令和6年3月6日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和6年3月28日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p data-bbox="225 701 799 1021">ア 救急課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、救急資器材管理供給業務(SPD)の条件付一般競争入札に係る公告について、市掲示場への掲示を失念し、行っていなかった事例が見られた。</p> <p data-bbox="225 1043 799 1827">地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項では、「普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項を公告しなければならない」とし、相模原市公告式規則(平成27年相模原市規則第63号)第2条第2項において、告示及び公告の公表は相模原市公告式条例(昭和25年相模原市条例第24号)に定める掲示場に掲示してこれを行う旨が規定されている。</p> <p data-bbox="225 1850 799 1939">今後は関係諸規程を遵守し、適正に事務を執行されたい。</p> <p data-bbox="225 1962 368 1995">【救急課】</p>	<p data-bbox="831 701 1383 909">令和5年10月4日から令和6年3月6日にかけて実施された財務監査における指摘事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p data-bbox="831 987 1383 1256">アの事案は、条件付一般競争入札を実施した際の入札に係る公告において、相模原市ホームページへの掲載のみを行い、市掲示場への掲示を行っていませんでした。</p> <p data-bbox="831 1279 1383 1592">このことは関係法令、条件付一般競争入札の手引き(令和5年4月契約課作成)などの内容をよく確認しておらず、入札に当たりホームページへ掲載のみ実施すればよいと誤って認識していたことが原因です。</p> <p data-bbox="831 1615 1383 1771">今後につきましては、関係法令等を再度確認し適正な事務の執行を徹底してまいります。</p> <p data-bbox="831 1794 975 1827">【救急課】</p>

イ 警防課の使用料及び賃借料の支出に関する事務を調査したところ、次のような事例が見られた。

(ア) 公用自動車のリース契約における令和5年5月分リース料の支出について、支出命令書の請求年月日は令和5年6月12日、添付された請求書の請求年月日は同月1日、その收受時に押印する受付印はバツ印を記入した同日付けと、同月12日付けの2つが押印されていた。

このことについて確認したところ、「令和5年6月1日に請求書を受領し、同日に支出命令書を作成し会計管理者へ送付したが、会計管理者の審査において当該支出命令書の不備が確認され、同月7日に返却を受けた。6月12日に不備を修正し再送付しようとしたが、同日は当該支出命令書の支払予定日の3日前であり、会計管理者の審査の期日を経過していたことから、添付した請求書の受付印を令和5年6月12日付けで押印し直し、同日を請求年月日として支出命令書の修正処理を行った」とのことであった。

本件契約書では支払の時期は適正な請求書を受領した日から30日以内と定めるところ、受付した請求書の内容は適正で不備はなかったことから、修正処理に当たっては支出命

イ(ア)の事案につきましては、支出命令書の不備により会計管理者から返却を受けた際にすぐに修正することができず、その後担当職員が不在の期間に審査の期日を経過してしまったものです。このことから、支出命令書の不備を修正後、再度会計管理者に送付する際には、支払予定日を変更する必要性がありましたが、そのためには支出命令書の請求日を変更しなければならないと誤った認識により、請求書の受付印を押印し直し、その日を請求書受付日とすることにより支出命令書の請求日を修正し支払処理を行ったものです。

今回の事例を踏まえ、関係法令等を再確認し、支出手続に当たっては、請求書の受付印は適切に押印し、請求書受付日を修正することのないよう、所属職員へ周知徹底するとともに、担当職員が審査の期日までに支払処理ができない場合には速やかに他の職員に引き継ぐよう、支出事務の執行体制の見直しを図りました。

今後につきましては、受付印を押印することの重要性を再認識し、適正な支払事務を行うとともに、請求書受領後の速やかな支出手続を徹底してまいります。

【警防課】

令書の支払予定日を修正すべきであったにもかかわらず、審査期日の経過を理由に請求書の受付印を押印し直し、その後の手続を行ったことは不適正な事務処理である。

政府契約の支払遅延防止等に関する法律の運用方針(昭和25年4月7日付け理国第140号大蔵省理財局長通達)に示された「対価の支払時期」においては、支払請求書受理の日時は将来事故発生の場合の紛争点となり立証を要することも予想されるため、受理請求書に受理日附印を押捺する等請求書受理後の経過が明瞭になるよう措置すべきとしていることから、請求書の受付印は適切に押印するとともに、速やかな支出手続により政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に規定する時期までの支払に遺漏のないよう適正に事務を執行されたい。

【警防課】